

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ながさき海洋・環境産業拠点特区	保税手続きの簡素化等による物流コスト削減(特区指定の保税地域間輸送の簡素化)	3241	<p>1)本特区の次の区域について、「特区内倉庫」という指定を行い、次の二点について特例措置を求めらる。</p> <p>○指定する特定倉庫:長崎港小ヶ倉柳埠頭内</p> <p>ア)保税工場(造船所)へ貨物を移動する際の税関長承認を不要とする。 効果:移入申請手続きの簡素化(ロットでの申請が可能)</p> <p>イ)保税工場や設置場のようにより一定期間一定敷地を占有するのではなく、輸入貨物に必要な期間・面積に限定した使用を可能とする。 効果:事業者の使用料の低減、占有者以外の荷主による利用拡大(提案の背景) H25春協議の「現行制度による保税工場の許可要件」では、物流コストの縮減が不可能であるため、総合特別区域指定地域に限定した特例措置を求めらる。</p> <p>2)上記1)が困難な場合は、客船建造貨物について、指定保税地域の収容期間(輸送の期間、輸送の機関の指定も含む)を、現行の3か月から6か月へ延長する。 効果:貨物を造船所搬入する際の、ジャストインタイムによる効率化が図られる。</p>	高付加価値船等の建造促進のため保税地域間を輸送する場合の簡素化し、輸送コスト低減と競争力の強化を図る。	<p>関税法第7条、第67条の2 関税法第63条 関税法基本通達63-3</p> <p>関税法第80条 関税法基本通達80-5</p> <p>関税法第63条第4項 関税法基本通達63-10</p>	1回目	財務省	関税局監視課	<p>①関税法第37条、第38条、第56条、第61条の4(第43条)、第80条、関税法基本通達37-1、61の4-9(43-1)</p> <p>②関税法第37条、第38条、第56条、第61条の4(第43条の2)、第80条、関税法基本通達37-1</p>	C	-	-	<p>①指定保税地域は、あらゆる者が外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所であり、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図ることにより、外国貿易の円滑化ひいては外国貿易の促進に資するという公益的見地から設けられる公共の保税地域である。</p> <p>②関税法第80条第1項第1号の貨物の収容の規定はあくまで指定保税地域に1ヶ月を超えて置かれている貨物については税関が収容できるとする規定であり、当該規定は、指定保税地域に貨物を置くことのできる期間を示す規定でもある。指定保税地域の収容期間は同号から3ヶ月ではなく1ヶ月であるが、1ヶ月としているのは、指定保税地域は、上記①のとおり、あくまであらゆる者がいつでも税関手続等を行うために一時的に貨物を置くことができる公共利用の観点からの保税地域であることから、当該期間を設定しているもの。</p>	<p>①提案事項について、三菱重工株式の大型客船建造に係る要望であり、「特区内倉庫」は、指定保税地域のまま「移入申告」を可能とし、「社内台帳処理」の対象とする」とのことですが、まず、指定保税地域は左欄①のとおり、あらゆる者が利用できる公共の保税地域であり、特定の者が占有することは認められないことから、特定の者が占有する場所を指定保税地域とすることはできません。なお、特定の者が占有して利用する保税地域として、現行制度においては「社内台帳処理」による管理を目的にされていることから、現行の保税工場の制度をご利用いただければ、対応可能です。</p> <p>②特区内倉庫が不可能な場合、指定保税地域の収容期間を延長して欲しいとの提案は、当該特区の指定申請書に記載されている提案事項から逸脱するものですが、見解としては、左欄②のとおり、あくまで指定保税地域は、公共の保税地域であることから、収容期間については、1ヶ月としているものであり、1ヶ月を超えて外国貨物を置くということであれば、現行制度において、保税蔵置場や保税工場等の保税制度があり、原則2年間蔵置することが可能となっていることから、指定保税地域における収容期間を延長する必要性はありません。なお、当該要望をされている目的は、貨物を指定保税地域から保税工場である造船所に搬入する際のジャストインタイムで搬入する保税手続きの簡素化を目的にされていることから、当該指定保税地域の場所を保税工場としていただければ、対応可能です。</p> <p>以上のことから、春の協議において、自治体からも協議いただいたとおり、当該倉庫を「保税工場」としていただければ解決するものと考えます。保税工場とすることについて、もし弊害が存在するのであれば具体的にどのような弊害が存在するのかご提示願います。</p> <p>なお、実務者協議においては「貨物の管理コストが発生する」とのことですが、どのようなコストが発生するのか、また、「他社による利用拡大に対応するため」とのことですが、どのように利用拡大が見込まれ、現在の敷地が不足するのか具体的にご提示願います。</p>

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
				<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p>		<p>【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>
ながさき海洋・環境産業拠点特区	保税手続きの簡素化等による物流コスト削減(特区指定の特例措置による保税地域間輸送の手続きの簡素化)	3241	c	<p>○10月17日の実務者協議において問題提起のあった、指定保税地域のまま「移入申告」を行ったうえで「社内台帳処理」の対象とすることで、「実態が二重の管理者となり責任の所在が曖昧となる恐れがあること」とのご指摘がありましたが、このことについて、提案企業は、「客船建造の輸入資材について企業が責任を負う」と断言しており、荷主と倉庫管理者間において委託契約により管理責任も明確にしております。また、保税工場とすることについての弊害について、以下のとおり「管理コストの発生」、「他社による利用拡大」が存在します。</p> <p>【発生する管理コスト】 1. 手続き回数の増(手続き費用と専用配員費用)。 2. 所内に保管面積が少ない為、別の保管スペースへの貨物移動が必要(保管場所借用費用と輸送費)。 3. 保税工場内不利用エリアの借用費用。 【他社による利用拡大】 例えば、客船建造用として全棟を保税工場として借用すると、5号CFSIに入っている運送会社は今後面積を広げたい場合に制限が課せられる。現在の小ヶ倉柳埠頭の利用に関する地元協議において関係者が危惧している状況にある。 このため、今後の客船連続受注時を念頭に、倉庫スペースが限られた小ヶ倉柳埠頭について、特定利用者、公共利用者のそれぞれのニーズに柔軟かつ効率的な対応を可能とすることにより、制約が少ない国内貨物と同等の保税手続きの簡素化を目指します。</p> <p>なお一方では平成26年上旬には小ヶ倉柳埠頭において大型客船建造に伴う輸入資材の陸揚げが本格的に開始されることから、実務者協議において提示がありました「大型客船建造に伴う保税工場と指定保税地域の必要に応じた簡易な切り替え手続き」実現のため、地元税関との協議等について、①迅速に切り替えを行うための方策、②最小限の費用で保税工場と指定保税地域を区分する方策について、具体的な提示をお願いいたします。</p>	<p>財務省より、要望は現行の保税工場の制度をご利用いただければ対応可能であるとの見解が示されているが、自治体は「管理コストの発生」及び「他社による利用拡大」の弊害により要望の実現は不可能としている。一方で自治体は、迅速に切り替えを行うための方策や、最小限の費用で保税工場と指定保税地域を区分する方策について、具体的な方策が明示される必要があるとしている。財務省は自治体の見解を踏まえて再度見解を示すこと。</p>	
			【要望前段】c 【要望後段】a	<p>指定保税地域のまま「移入申告」を行ったうえで「社内台帳処理」の対象とすることについては、今後の客船連続受注時を念頭に、倉庫スペースが限られた小ヶ倉柳埠頭について、特定利用者、公共利用者のそれぞれのニーズに柔軟かつ効率的な対応を可能とし、制約が少ない国内貨物と同等の保税手続きの簡素化を目標としており、いただいた見解の「現行の保税工場制度によらない措置」を求めています。このため、次回以降に再度継続して「国と地方の協議」を希望します。</p>	<p>要望の実現に向けて、財務省より現行制度で実現可能との見解が示され、自治体は迅速に切り替えを行うための方策及び最小限の費用で保税工場と指定保税地域を区分する方策について具体的な提示を得ることができたため、一旦協議は終了する。自治体は、得られた見解を踏まえ、保税手続きの簡素化のための取組を継続すること。 次回以降に改めて協議を行う必要性が生じた場合、自治体は、提案している保税手続きの簡素化等による物流コストの削減を実現するため、論点を整理し必要性について更に検討を行うことが必要である。</p>	iv

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保(外国人技能実習生の受入期間の拡大)	3242	<p>県内の企業には、多くの専門的・技術的な外国人技能実習生(高度な溶接技術)が実習に従事しているが、造船関連産業が集積した本特区参加企業において、現行制度下では時間の制約で熟練を要する専門技術の習得を断念せざるを得ない状況にある。</p> <p>このため、外国人技能実習制度の期間拡大の特例措置を講じ、より多くの熟練した専門技術の習得を可能とする特例措置を行なう。</p> <p>○拡大期間:5年間(現行3年間)</p> <p>○根拠:現行法在留期間の最大年限(出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項)</p> <p>○対象企業:県内大手造船所、及び関連企業</p>	<p>海洋・環境産業に従事する人材の育成による、新興国の産業発展への国際貢献、及び今後の県内企業の海外展開も見据えた競争力の強化を図る。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令</p> <p>・技能実習制度推進事業運営方針(平成24年3月30日一部改正 厚生労働大臣告示)</p>	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令</p> <p>・技能実習制度推進事業運営方針(平成24年3月30日一部改正 厚生労働大臣告示)</p>	E	—	—	<p>「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され、入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い、2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり、「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には、法務省令で定める基準を満たさなければならない旨を規定するもの。</p>	<p>技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたが、受入機関の一部には、本来の目的を理解せず、実質的に低賃金労働者として扱われる問題が生じていた。こうした問題に対応するため、平成22年7月に新しい技能実習制度が施行され、技能実習生の法的保護や監視団体による指導・監督体制の強化が図られた。</p> <p>しかしながら、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為が一定数発生していることから、まずはこのような現状を改善することが必要であり、かかる現状において技能実習生の在留期間を延長するといった要望に対応することは困難。</p>
						2回目			E	—	—	<p>「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され、入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い、2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり、「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には、法務省令で定める基準を満たさなければならない旨を規定するもの。</p>	<p>○技能実習制度については、各界から、在留期間の延長等の制度の拡充を求める意見がある一方、更なる厳格化や廃止を求める意見も出されているところ、平成25年11月より、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に設けられた分科会において、今後の制度の見直しについて検討を行っていくこととしており、現時点において、御提案の内容に対応することは困難。</p>	
						1回目			E	—	—	<p>「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され、入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い、2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり、「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には、法務省令で定める基準を満たさなければならない旨を規定するもの。</p>	<p>技能実習生の法的保護等を図るための制度改正(平成22年7月施行)等を行ったものの、人権侵害等の技能実習に係る不正行為等が指摘されていることから、技能実習制度の適正化を優先的に進めることが必要である。</p> <p>期間の延長等については、一般的にトータルの滞在期間が長期化することは定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないこと、実践的な技能修得のために来日しているという技能実習制度の目的にふさわしい在留管理が困難になる恐れがあることから要望に対応することは困難である。</p>	
						2回目	厚生労働省	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令</p> <p>・技能実習制度推進事業運営方針(平成24年3月30日一部改正 厚生労働大臣告示)</p>	E	—	—	<p>「技能実習」の在留資格は一号と二号に区別され、入国1年目は「技能実習一号」により技能等の研修を行い、2年目・3年目は「技能実習二号」の在留資格により当該修得した技能等の習熟する活用を行うこととなり、「技能実習一号」から「技能実習二号」に移行しようとして在留資格変更許可を受ける場合には、法務省令で定める基準を満たさなければならない旨を規定するもの。</p>	<p>外国人技能実習制度は、労働力の確保ではなく、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とする「人づくり」の制度である。</p> <p>技能実習制度の見直しについては、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」において、今秋から検討を行っており、厚生労働省はオブザーバーとして参加しているところである。</p> <p>厚生労働省としては、本制度が技能移転のための制度であることに加え、人権侵害など不正行為や労働関係法令違反が指摘されており、技能実習制度の趣旨に沿った適正化を優先的に進める必要がある。</p> <p>また、期間の延長等に係る問題点としては一般的にトータルの滞在期間が長期化することは定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないこと、実践的な技能修得のために来日しているという技能実習制度の目的にふさわしい在留管理が困難になるおそれがあるため、慎重に検討することが必要であり、現時点において、ご提案の内容に対応することが困難である。</p>

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
				<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p>		<p>【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保(外国人技能実習生の受入期間の拡大)	3242	c	<p>海洋・環境産業に従事する人材育成による新興国の産業発展、国際貢献及び今後の県内企業の海外展開も見据えた競争力の強化を図るため、造船関連産業が集積した本特区企業において、外国人技能実習制度の受入期間の延長を求めます。 なお、指摘の法令違反等は申請企業においては存在しておりませんが、平成22年7月の制度改革の趣旨を更に十分理解し、対象企業、県、市による講習会の開催など、適正な制度運用を行います。</p>	<p>法務省より、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為が一定数発生しており、まずは現状を改善することが必要であることから、要望は実現不可能との見解が示されている。 しかし、自治体は申請企業において指摘の法令違反等は存在しないと認識しており、あわせて、制度改革の趣旨を十分に理解し、対象企業、県、市による講習会の開催など、適切な制度運用を行えば実現可能と判断しているため、法務省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。</p>		
			d	<p>外国人技能実習制度の趣旨は十分理解したうえで、期間延長に伴う研修内容の強化充実および管理体制の徹底についても対応していくことと考えております。 また、外国人実習制度の見直しを現在実施されている状況であることも理解するため、次回以降に再度継続して「国と地方の協議」を希望します。</p>	<p>法務省より、現時点において、提案の内容に対応することは困難との見解が示されており、自治体は、提案している外国人技能実習生の受入期間の拡大を実現するため、論点を整理し必要性について更に検討を行うことが必要である。 一旦協議は終了するが、次回以降に改めて協議を行う必要性が生じた場合、自治体は、今後進められていく制度見直しの検討状況を踏まえながら再検討する必要がある。</p>	v	
			c	<p>海洋・環境産業に従事する人材育成による新興国の産業発展、国際貢献及び今後の県内企業の海外展開も見据えた競争力の強化を図るため、造船関連産業が集積した本特区企業において、外国人技能実習制度の受入期間の延長を求めます。 なお、指摘の法令違反等は申請企業においては存在しておりませんが、平成22年7月の制度改革の趣旨を更に十分理解し、対象企業、県、市による講習会の開催など、適正な制度運用を行います。</p>	<p>厚生労働省より、人権侵害等の技能実習に係る不正行為等が指摘されており、技能実習制度の適正化を優先的に進めることが必要であり、さらに期間の延長等については、一般的にトータルの滞在期間が長期化することは定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないこと、実践的な技能修得のために来日しているという技能実習制度の目的にふさわしい在留管理が困難になる恐れがあることから要望は実現不可能との見解が示されている。 しかし、自治体は申請企業において指摘の法令違反は存在しないと認識しており、制度改革の趣旨を十分に理解し、対象企業、県、市による講習会の開催など、適切な制度運用を行えば実現可能と判断している。 このため、厚生労働省は自治体の見解を踏まえ、改めて見解を示すこと。</p>		
			d	<p>外国人技能実習制度の趣旨は十分理解したうえで、期間延長に伴う研修内容の強化充実および管理体制の徹底についても対応していくことと考えております。 また、外国人実習制度の見直しを現在実施されている状況であることも理解するため、次回以降に再度継続して「国と地方の協議」を希望します。</p>	<p>厚生労働省より、現時点において、提案の内容に対応することは困難との見解が示されており、自治体は、提案している外国人技能実習生の受入期間の拡大を実現するため、論点を整理し必要性について更に検討を行うことが必要である。 一旦協議は終了するが、次回以降に改めて協議を行う必要性が生じた場合、自治体は、今後進められていく制度見直しの検討状況を踏まえながら再検討する必要がある。</p>	v	